

健康項目に関する環境基準（河川、海域、湖等）

| 項 目 | 基 準 値 | 対象水域 | 達成期間 |
|-----------------|---------------|----------------------------|-------------------|
| カドミウム | 0.003 mg/L以下 | 全 公 共 用 水 域 | 直ちに達成し、維持するように努める |
| 全シアン | 検出されないこと | | |
| 鉛 | 0.01 mg/L以下 | | |
| 六価クロム | 0.02 mg/L以下 | | |
| 砒素 | 0.01 mg/L以下 | | |
| 総水銀 | 0.0005 mg/L以下 | | |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | | |
| PCB | 検出されないこと | | |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/L以下 | | |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/L以下 | | |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004 mg/L以下 | | |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/L以下 | | |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L以下 | | |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/L以下 | | |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L以下 | | |
| トリクロロエチレン | 0.01 mg/L以下 | | |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/L以下 | | |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 mg/L以下 | | |
| チウラム | 0.006 mg/L以下 | | |
| シマジン | 0.003 mg/L以下 | | |
| チオベンカルブ | 0.02 mg/L以下 | | |
| ベンゼン | 0.01 mg/L以下 | | |
| セレン | 0.01 mg/L以下 | | |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 mg/L以下 | | |
| ふっ素 | 0.8 mg/L以下 | | |
| ほう素 | 1 mg/L以下 | | |
| 1,4-ジオキサン | 0.05 mg/L以下 | | |

評価方法

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定地点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることををもって基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は評価方法2のとおり。
- 2 総水銀に係る基準値について年間平均値として達成、維持することとは、同一測定点における年間の総検体の測定値の中に「定量限界値未満（以下「ND」という。）が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lであることをいい、NDが含まれている場合には、測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満であることをいうものとする。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(注) 1 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

生活環境項目に関する環境基準（河川）

①

| 類型 | 利用目的の適性 | 基準値 | | | | |
|----|---------------------------|----------------|------------------|-----------------|------------|-------------------|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/L以下 | 25mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 20CFU/100ml以下 |
| A | 水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2mg/L以下 | 25mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 300CFU/100ml以下 |
| B | 水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L以下 | 25mg/L以下 | 5mg/L以上 | 1,000 CFU/100ml以下 |
| C | 水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/L以下 | 50mg/L以下 | 5mg/L以上 | — |
| D | 工業用水2級、農業用水及びE以下の欄に掲げるもの | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/L以下 | 100mg/L以下 | 2mg/L以上 | — |
| E | 工業用水3級、環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10mg/L以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと | 2mg/L以上 | — |

- 評価方法
- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90%水質値とする。
 - 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
 - 3 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
 - 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
 - 5 大腸菌数に用いる単位は、CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
 - 6 類型指定された水域におけるBODの環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、日間平均値の75%値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 “ 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 “ 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 “ 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 “ 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 “ 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 “ 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

| 河川水域名 | 範囲 | 類型及び達成期間 | 指定年月日 (最終改訂年月日) |
|-------|------------|----------|----------------------------|
| 津田川 | 全域 | Dイ | 昭和48年3月16日 (令和5年1月20日) |
| 近木川上流 | 梶谷川合流点より上流 | Bイ | 昭和48年3月16日 |
| 近木川下流 | 梶谷川合流点より下流 | Dイ | 昭和48年3月16日 (平成21年6月30日) |
| 見出川 | 全域 | Dロ | 昭和48年3月16日 (令和5年1月20日) |

- (注) 達成期間の分類は次のとおりとする。
- 1 「イ」は直ちに達成
 - 2 「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成
 - 3 「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

②

| 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|-------|---|-------------|---------------|----------------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) |
| 生物 A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| 生物特 A | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.0006mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |
| 生物 B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| 生物特 B | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.04mg/L 以下 |

評価方法 1 基準値は、年間平均値とする。

| 河川水域名 | 範囲 | 類型及び達成期間 | 指定年月日 (最終改訂年月日) |
|-------|------------|----------|--------------------|
| 津田川 | 全域 | — | — |
| 近木川上流 | 梶谷川合流点より上流 | 生物 B イ | 平成 21 年 6 月 30 日 |
| 近木川下流 | 梶谷川合流点より下流 | — | — |
| 見出川 | 全域 | — | — |

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。

- 1 「イ」は直ちに達成
- 2 「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成
- 3 「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

測定値点等

- ・ 津田川（大阪府測定）：昭代橋（環境基準点）
- ・ 近木川上流（大阪府測定）：厄除橋（環境基準点）
- ・ 近木川下流（大阪府測定）：近木川橋（環境基準点）
- ・ 梶谷川（大阪府測定）：通天橋（準基準点）
- ・ 見出川（大阪府測定）：見出橋（環境基準点）
- ・ 北境川（貝塚市測定）：堀並橋
- ・ 見落川（貝塚市測定）：脇浜4丁目地先

生活環境項目に関する環境基準（海域）

①

| 類型 | 利用目的の 適応性 | 基準値 | | | | |
|----|---------------------------------|---------------------|-----------------------|-------------------|--------------------|--------------------------|
| | | 水素イオン 濃度 (pH) | 化学的 酸素要求量 (COD) | 溶存 酸素量 (DO) | 大腸菌数 | ノルマルヘキサン 抽出物質 (油分) |
| A | 水産1級、水浴、自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの | 7.8以上 8.3以下 | 2mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 300CFU/100ml 以下 | 検出されないこと |
| B | 水産2級、工業用水及び Cの欄に掲げるもの | 7.8以上 8.3以下 | 3mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | — | 検出されないこと |
| C | 環境保全 | 7.0以上 8.3以下 | 8mg/L 以下 | 2mg/L 以上 | — | — |

- 評価方法
- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90%水質値とする。
 - 2 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100mlとする。
 - 3 大腸菌数に用いる単位は、CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
 - 4 類型指定された水域におけるCODの環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、日間平均値の75%値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。また、この場合の日間平均値については、2層以上で採取する場合は、各層の値を平均した全層の値を採用する。

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 // 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 - 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 - 4 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

②

| 類型 | 利用目的の 適応性 | 基準値 | |
|-----|--------------------------------------|-----------|------------|
| | | 全窒素 | 全りん |
| I | 自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。） | 0.2mg/L以下 | 0.02mg/L以下 |
| II | 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。） | 0.3mg/L以下 | 0.03mg/L以下 |
| III | 水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。） | 0.6mg/L以下 | 0.05mg/L以下 |
| IV | 水産3種、工業用水、生物生息環境保全 | 1 mg/L以下 | 0.09mg/L以下 |

- 評価方法
- 1 基準値は、年間平均値とする。
 - 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
 - 3 類型指定された水域における全窒素及び全磷の環境基準達成状況の年間評価は、当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域については、当該水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 // 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 // 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 - 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

③

| 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|-------|---|-------------|---------------|----------------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) |
| 生物 A | 水生生物の生息する水域 | 0.02mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下 | 0.01mg/L 以下 |
| 生物特 A | 生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.01mg/L 以下 | 0.0007mg/L 以下 | 0.006mg/L 以下 |

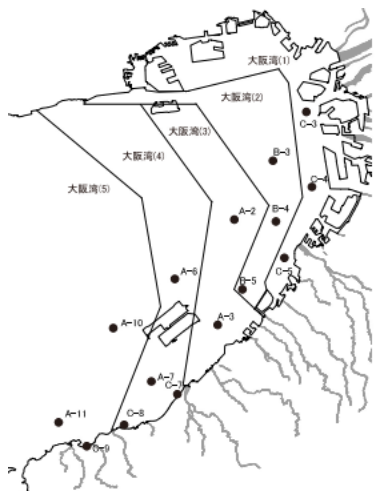
評価方法 1 基準値は、年間平均値とする。

生活環境の保全に関する対象水域（海域）

| (1) COD 等に係る類型 | | (2) 全窒素・全りんに係る類型 | | (3) 水生生物類型 | |
|----------------|----------|------------------|----------|------------------------|-----------|
| 水域名 | 類型及び達成期間 | 水域名 | 類型及び達成期間 | 水域名 | 類型及び達成期間 |
| 大阪湾(1) | 海域 C イ | 大阪湾(イ) | 海域 IV イ | 大阪湾全域(注1) | 海生生物 A イ |
| 大阪湾(2) | 海域 B ロ | 大阪湾(ロ) | 海域 III イ | 大阪湾(イ) | 海域生物特 A イ |
| 大阪湾(3) | 海域 A ハ | 大阪湾(ハ) | 海域 II イ | 大阪湾(ロ) | 海域生物特 A イ |
| 大阪湾(4) | 海域 A ロ | | | 大阪湾(ハ) | 海域生物特 A イ |
| 大阪湾(5) | 海域 A イ | | | 大阪湾(ニ) | 海域生物特 A イ |
| 尾崎港 | 海域 C イ | | | (注1) ただし、大阪湾(イ)～(ニ)を除く | |
| 淡輪港 | 海域 C イ | | | | |
| 深日港 | 海域 C イ | | | | |

達成期間の分類は次のとおりとする。

- 「イ」は直ちに達成
- 「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成
- 「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成



要監視項目及び指針値（公共用水域）

①

| 項目 | 指針値 | 項目 | 指針値 |
|-------------------|--------------|---|------------------|
| クロロホルム | 0.06mg/L 以下 | イプロベンホス | 0.008mg/L 以下 |
| トランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 | クロルニトロフェン | — |
| 1,2-ジクロロプロパン | 0.06mg/L 以下 | トルエン | 0.6mg/L 以下 |
| p-ジクロロプロパン | 0.2mg/L 以下 | キシレン | 0.4mg/L 以下 |
| イソキサチオン | 0.008mg/L 以下 | フタル酸ジエチルヘキシル | 0.06mg/L 以下 |
| ダイアジノン | 0.005mg/L 以下 | ニッケル | — |
| フェニトロチオン | 0.003mg/L 以下 | モリブデン | 0.07mg/L 以下 |
| イソプロチオラン | 0.04mg/L 以下 | アンチモン | 0.02mg/L 以下 |
| オキシ銅 | 0.04mg/L 以下 | 塩化ビニルモノマー | 0.002mg/L 以下 |
| クロロタロニル | 0.05mg/L 以下 | エピクロロヒドリン | 0.0004mg/L 以下 |
| プロピザミド | 0.008mg/L 以下 | 全マンガン | 0.2mg/L 以下 |
| EPN | 0.006mg/L 以下 | ウラン | 0.002mg/L 以下 |
| ジクロロボス | 0.008mg/L 以下 | ペルフルオロオクタンスルホン酸及びプルフルオロオクタン酸 (PFOS 及び PFOA) | 0.00005mg/L 以下 ※ |
| フェノバルブ | 0.03mg/L 以下 | | |

※PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

②

| 項目 | 水域 | 類型 | 指針値 | 項目 | 水域 | 類型 | 指針値 |
|--------|--------|-------|--------------|-------|--------|-------|---------------|
| クロロホルム | 河川及び湖沼 | 生物 A | 0.7mg/L 以下 | フエノール | 河川及び湖沼 | 生物 A | 0.001mg/L 以下 |
| | | 生物特 A | 0.006mg/L 以下 | | | 生物特 A | 0.0007mg/L 以下 |
| | | 生物 B | 3mg/L 以下 | | | 生物 B | 0.004mg/L 以下 |
| | | 生物特 B | 3mg/L 以下 | | | 生物特 B | 0.003mg/L 以下 |
| | 海域 | 生物 A | 0.8mg/L 以下 | | 海域 | 生物 A | 0.0009mg/L 以下 |
| | | 生物特 A | 0.8mg/L 以下 | | | 生物特 A | 0.0004mg/L 以下 |
| フェノール | 河川及び湖沼 | 生物 A | 0.05mg/L 以下 | アニリン | 河川及び湖沼 | 生物 A | 0.02mg/L 以下 |
| | | 生物特 A | 0.01mg/L 以下 | | | 生物特 A | 0.02mg/L 以下 |
| | | 生物 B | 0.08mg/L 以下 | | | 生物 B | 0.02mg/L 以下 |
| | | 生物特 B | 0.01mg/L 以下 | | | 生物特 B | 0.02mg/L 以下 |
| | 海域 | 生物 A | 2mg/L 以下 | | 海域 | 生物 A | 0.03mg/L 以下 |
| | | 生物特 A | 2mg/L 以下 | | | 生物特 A | 0.003mg/L 以下 |
| アルデヒド | 河川及び湖沼 | 生物 A | 1mg/L 以下 | フエノール | 河川及び湖沼 | 生物 A | 0.03mg/L 以下 |
| | | 生物特 A | 1mg/L 以下 | | | 生物特 A | 0.003mg/L 以下 |
| | | 生物 B | 1mg/L 以下 | | | 生物 B | 0.03mg/L 以下 |
| | | 生物特 B | 1mg/L 以下 | | | 生物特 B | 0.02mg/L 以下 |
| | 海域 | 生物 A | 0.3mg/L 以下 | | 海域 | 生物 A | 0.02mg/L 以下 |
| | | 生物特 A | 0.03mg/L 以下 | | | 生物特 A | 0.01mg/L 以下 |